

○内閣府告示第十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。）の一部を次のように改正したので告示する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

別表第二及び別表第三を次のように改め、別表第三の次に次の二表を加える。

（「次のよう」及び「次の二表」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishoure.html>）により公表する。）

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育

、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用（次項において単に「費用」という。）の額の算定について適用する。

2 前項の規定により平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間における費用の額を算定する場合におけるこの告示の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	別表第二及び別表第三	別表第四及び別表第五
第一条第一号	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による改正前の子ども・子育て支援法
第一条第八号、第九号、第十二号、第十三号、	教育・保育給付認定子ども	支給認定子ども

<p>第二十四号、第二十七号、第三十一号、第五十五号及び第六十号</p>	<p>第一条第十六号</p>	<p>第一条第二十八号から第二十九号まで</p>
	<p>第二十八号の二</p>	<p>二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十八の二 副食費徴収免除加算 当該施設等において、給食を実施する際、副食費の徴収が免除されることについて</p>
	<p>第二十八号</p>	<p>二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。</p> <p>二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認</p>

て、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子どもがいる場合に加算されるものをいう。

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における支給認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

<p>第一条第六十一号</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第八号）による改正前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>
<p>第一条第六十五号</p>	<p>第四十二条第六項</p>	<p>第四十二条第二項</p>
<p>第二条から第四条及び第九条から第十一条</p>	<p>別表第二</p>	<p>別表第四</p>
<p>第三条</p>	<p>当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもにおける</p>	<p>基本分単価については、別表第四に定めた額から四千五百円を減じた額、ただし、当該施設等を利用する支給認定子ども</p>

<p>第六条第二号イ 及びロ、第三号</p>	<p>第五 条</p>	
<p>教育・保育給付認定子ども</p>	<p>別表第三</p>	<p>基本分単価については、別表第二に定められた額から七千五百円（副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子ども（第六条及び第七条において「副食費徴収免除対象子ども」という。）にあつては、三千円）</p>
<p>支給認定子ども</p>	<p>別表第五</p>	<p>のうち、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、別表第四に定めた額から七千五百円</p>

<p>イ、ロ及びハ、 第七条第一号、 第二号、第三号 イ及びロ並びに 第十三条</p>	<p>第六条第四号か ら第五号まで</p>
	<p>四 居宅訪問型保育事業 別表第三にお ける居宅訪問型保育事業の表中三号の 保育短時間認定区分に規定するものと する。</p> <p>五 第一号から第三号までにおいて、副 食費徴収免除対象子どもについては、 算定した額に四千五百円を加えた額と する。</p>
	<p>四 居宅訪問型保育事業 別表第五にお ける居宅訪問型保育事業の表中三号の 保育短時間認定区分に規定するものと する。</p>

第十四条	第十三条及び第十七条	子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）による改正前の子ども・子育て支援法施行令	第七条			七千五百円
				教育・保育給付認定保護者	支給認定保護者	百分の六十	百分の六十五
第二十八号の二	第十三条及び第十七条	子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）による改正前の子ども・子育て支援法施行令	第七条第三号ハ			百分の六十
				教育・保育給付認定保護者	支給認定保護者	百分の五十五	百分の六十
第二十八号	第十三条及び第十七条	子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）による改正前の子ども・子育て支援法施行令	第七条第三号ハ			百分の五十
				教育・保育給付認定保護者	支給認定保護者	百分の四十	百分の五十

第十七条	
副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ	第四条第二項（同令第五条第二項、第九 条、第十一条第二項及び第十二条第二項 において準用する場合を含む。）
処遇改善等加算Ⅱ	第四条、第五条、第六条、第七条、第九 条、第十条、第十一条、第十二条並びに 第十三条